

育児短時間勤務者の給与について（減額支給）

育児短時間勤務者の給与については、育児短時間取得時に記載していただく「育児短時間取得実績報告」（別添）の取得時間合計1月の給与額を取得月の翌月の給与から減額して支給します。

（「学校法人産業医科大学職員等の育児・介護休業期間中の給与等に関する達」第8条に基づく）

なお、育児短時間勤務を取得している者の退職に際して、退職日の属する月の給与から相当額を減額ができないため、退職手当からの控除又は現金による支払いとなります。

お問い合わせ：人事課 給与係 （P 4 0 3 8）